

購入・設置工事完了

申請

助成金交付申請書と必要書類を提出
 ※ 申込期限: 令和8年2月27日(金)まで
 ※ 申請は区役所の窓口又は郵送で受付します。
 ※ 来庁の際は事前にご予約ください。
 (出張所窓口提出は不可)

決定通知受領

請求

助成金交付請求書を提出(速やかに!)

受付

区役所(九段南1-2-1)5階 環境政策課

審査

助成金交付決定通知

審査の結果(交付の可否や交付予定額)を
 書面(郵送)でお知らせします。
 交付可の場合は、請求書も同封いたします。

助成金振込

(請求日から振込に1か月程かかります。)

国・都助成金を併用する場合、国・都助成金が確定した後、区助成金の申請となります。

国・都助成金お問い合わせ先

◆経済産業省の助成金についてのお問い合わせ先
 一般社団法人次世代自動車振興センター
 TEL: 03-3548-9100
 URL: <http://www.cev-pc.or.jp/>



◆東京都の助成金についてのお問い合わせ先
 東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称: クール・ネット東京)
 URL: <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy>

メールアドレス
 【戸建て】cnt-homecharge@tokyokankyo.jp

【事務所・集合住宅等】cnt-juden@tokyokankyo.jp



令和7年度 千代田区クリーンエネルギー自動車 充電設備等導入費助成制度のご案内



千代田区では、自動車から排出されるCO₂の削減を図ることを目的として、クリーンエネルギー自動車の急速充電設備、普通充電設備、V2Hを導入する方へ助成します。

助成内容

助成項目	助成内容 (1台あたり)	複数台申請した場合の 上限合計額 (税抜)
急速充電設備	最大50万円	最大50万円
普通充電設備 充電用コンセント 充電用コンセントスタンド	最大30万円	
V2H	最大50万円	

※【国・都助成金を併用する場合】

区助成金と国・都助成金の合計額が、充電設備の設置に要した費用(機器本体及び工事費等を含む消費税抜きの金額)を上回る場合、設置に要した費用から国・都助成金の額を控除して、千円未満の端数を切り捨てた金額を助成金の額とします。
 「国・都助成金」とは、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」、東京都の「充電設備普及促進事業補助金」を指します。

※【区助成金のみ申請する場合】

区助成金が設置に要した費用(機器本体及び工事費等を含む消費税抜きの金額)を上回る場合、設置に要した費用の千円未満の端数を切り捨てた金額を助成金の額とします。

助成対象者

住宅	① 区内の新築又は既存の住宅の所有者又は居住者 ② 所有者の承諾を得ている者
事業所	① 区内の新築又は既存の事業所を所有する又は借主である者 ② 所有者の承諾を得ている者
マンション共用部	区内の新築又は既存マンションの管理者又は管理組合等

※官公庁等は対象から除きます。

お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係
 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所5階
 ☎ 03-5211-4256 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

助成対象要件

- ① **経済産業省**が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機器として指定されるもの
- ② 東京都の条例において、充電設備設置が義務付けられた建物の充電設備等でないこと。
※東京都の条例とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(東京都建築物環境計画書制度・東京都建築物環境報告書制度)を指します。
東京都の条例改正により、令和7年4月1日以降に建築確認済証が発行された新築建築物のうち、一定の要件を満たした建築物において、充電設備等の設置が義務付けられました。(建築確認済証は、建築着工前に発行されます。)
設置を義務付けられた充電設備等については、区助成金の対象外となります。
ただし、義務付けられた基準数を超えて充電設備等を設置する場合を除きます。
※建築確認済証の日付は、「建築計画概要書」又は「台帳記載事項証明」にてご確認ください。
- ③ 未使用の機器であり、かつ、新規設置されるものであること
※充電設備等が既に設置されている場所において、当該充電設備等を撤去して設置するものでないこと
- ④ 事業完了日の翌日から起算して1年を経過していないこと
※事業完了日とは、設置工事完了日又は領収書の日付のいずれか遅い日
※申請書記入日ではなく、受付日が基準
- ⑤ 当該年度に本助成制度の助成を受けていないこと
- ⑥ 設置する住宅、事業所又はマンションにおける駐車場の所在地が区内であること
- ⑦ リースによる機器でないこと
- ⑧ 固定資産税や住民税等を滞納していないこと
- ⑨ 充電設備等の販売(販売促進活動を含む)・譲渡を目的としないこと

注意事項

- ① 申請者の自社製品又は関係する者から調達した充電設備等は助成対象外です。
- ② 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- ③ 助成を受けた充電設備等は、事業完了日から5年間処分制限期間となります。5年以内に処分する場合は、あらかじめ処分前に区へ報告し、財産処分の承認を受ける必要があります。また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を月割りで区に返還する必要がありますのでご注意ください。
- ④ 交付条件に違反したときは、交付決定を取り消し、交付した助成金の返還を求める場合があります。
- ⑤ 提出書類には消せるボールペンを使用しないでください。
- ⑥ 千代田区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等は助成金交付の対象外です。



申請書類

共通	① 助成金交付申請書(区様式)
	② クリーンエネルギー自動車充電設備等導入費助成に関するチェックリスト及び誓約書(区様式)
	③ 建築計画概要書の写し又は台帳記載事項証明の写し ※建築確認済証が発行された日付等を確認します。 ※詳細は、千代田区環境まちづくり部建築指導課にご確認ください。
	④ 請求書等内訳書の写し ※メーカー名・型式・基数・機器本体及び工事費の金額等が確認できること ※販売会社又は工事施工会社の名称、住所等の記載があること ※設置場所(住所等)の記載があること ※領収日以前の日付の記載があること ※複数の設備を設置した場合は、個々の充電設備等の購入価格・メーカー名・型式・基数を明示すること ※機器本体及び工事費の請求書等内訳書が分かれている場合はいずれも提出すること
	⑤ 保証書の写し ※原則メーカーが発行するものであること
	⑥ 領収書の写し ※宛名が申請者と同一名義であること ※領収した日付の記載があること ※機器本体及び工事費の領収書が分かれている場合はいずれも提出すること。
	⑦ 前年度(令和6年度)の固定資産税等の納税証明書の写し ※申請者が管理組合の場合、不要 ※個人の場合は住民税、事業所等(業務用)の場合は事業税等でも可

上記に加えて、以下の該当する項目の書類も合わせて提出してください。

国・都助成金を併用する場合	下記の両方又はいずれか ① 経済産業省の補助事業の執行団体が発行した金額の確定を示す書類の写し ② 東京都の補助事業の執行団体が発行した金額の確定を示す書類の写し ※両方併用する場合、両方の書類の写しを提出すること
区助成金のみ申請する場合	① 承諾書(区様式) ※充電設備等を設置する土地又は建物を共有又は借用している場合 ※所有者が複数人いる場合には、所有者全員分を提出すること ② パンフレット・カタログ等 ※形状、型番、規格等が分かるもの ③ 完成平面図(図面) ※完成設置場所が分かるもの ④ 現況写真(カラー) ※(1)機器全体、(2)銘板(型番等が確認できるもの)の2点
申請者が管理組合等の場合	議決書の写し又はこれに代わるもの ※充電設備等を設置することが明記されていること

※区様式は区ホームページからダウンロードできます。
※申請書類の名義は全て申請者名に統一されている必要があります。
※この他にも必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。
※令和7年4月1日以降に建築確認済証が発行された新築建築物の充電設備等においては、別途提出いただきたい書類があります。